

塩竈市子育て・三世代同居近居住宅取得支援事業のご案内

塩竈市では、若い世代の定住と地域活力の維持を図るため、市内へ転入する子育て世帯や三世代同居・近居世帯への住宅取得に対し、最大65万円を補助する住宅支援を実施します。

もくじ

1. はじめにご確認ください
2. 申請手順
3. 予定件数
4. 受付期間
5. 様式・記入例
6. 【フラット35】地域活性化型について

1. はじめにご確認ください

(1)補助対象者

補助金の交付を受けようとする年度の4月1日以後に、住宅を取得して塩竈市へ転入し、転入日の翌日から起算して5年以上継続して居住する次の方が対象になります。

①子育て世帯

夫婦のいずれかが40歳以下で、義務教育修了前の子を養育している世帯

※基準日は取得した住宅の所有権を得た日または市内に転入した日のいずれか遅い日です。

※40歳以下の年齢、義務教育修了の判断は、基準日時点です。

※義務教育修了前の子は、妊娠中である場合を含みます。

②三世代同居・近居世帯

親子（義務教育修了前の子を養育している）世帯と子の祖父母世帯が同居又は近居する世帯

※基準日は取得した住宅の所有権を得た日または市内に転入した日のいずれか遅い日です。

※義務教育修了の判断は、基準日時点です。

※義務教育修了前の子は、妊娠中である場合を含みます。

※祖父母世帯は祖父又は祖母どちらか一方の場合を含みます。

●同居とは

三世代が市内の同一の住宅又は同一の若しくは相互に隣接する敷地内にある2棟以上の住宅に居住することです。

●近居とは

三世代が市内の別の住宅に居住することです。

③多子世帯

①子育て世帯又は②三世帯同居近居世帯で、義務教育修了前の子を2人以上養育している世帯
 ※義務教育修了前の子は、妊娠中である場合を含みます。

(2)補助対象となる住宅の取得

次の取得方法で50㎡以上の住宅の所有権を得ることです。

- ①住宅の新築工事契約
- ②住宅の増築工事契約
- ③住宅の売買契約（建売・中古）

※住宅の敷地である土地の購入を含みます。

●住宅の機能・面積

種別	専用住宅(戸建)	専用住宅(共同)	併用住宅
機能	居室、台所、浴室、トイレ、その他居住に必要な機能		
居住用面積 (※増築の場合、 増築後の床面積)	50㎡以上		
摘要			居住用面積/延べ面積≥1/2

(3)補助金の額

次の基礎額を基本とし、多子世帯については多子世帯加算額を加えた額とします。

①基礎額

住宅取得の工事請負契約額又は売買契約額の3%相当額とし、50万円を限度とします。

②多子世帯加算額

多子世帯で義務教育修了前の子を2人養育している場合は5万円、3人以上養育している場合は15万円とします。

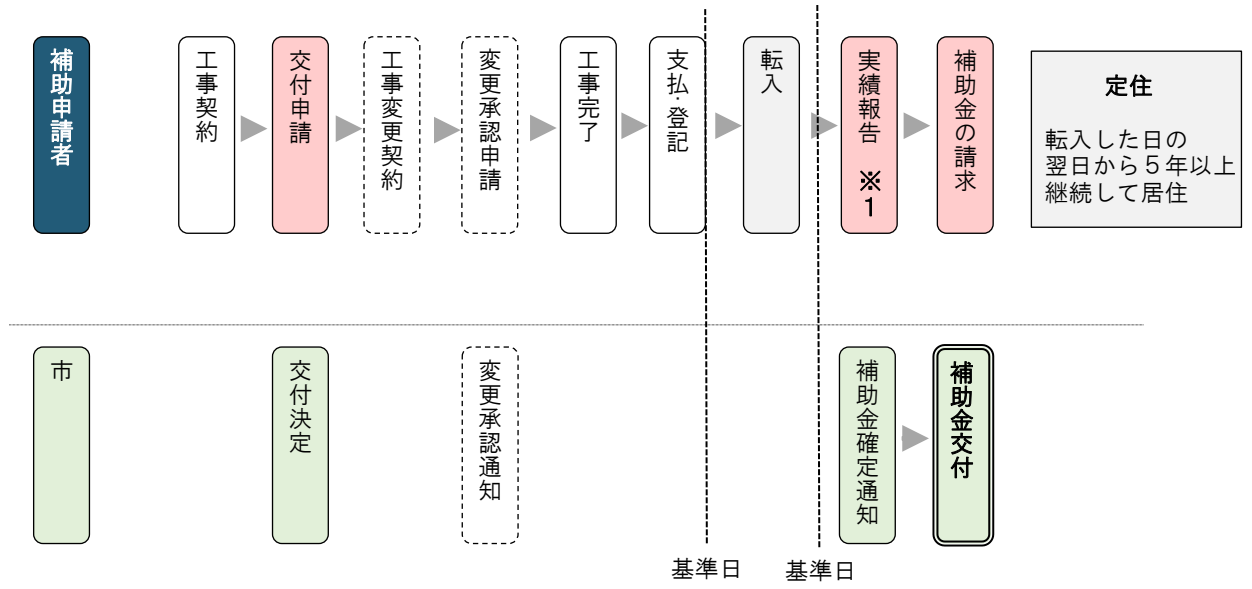
〈算定例〉

補助金交付申請 額の算定	【基礎額の算定】		
	補助対象経費(※)	補助割合	算定額
	27,000,000 円	× 3%	= 810,000 円 (A)
	※住宅及び土地の契約額の合計を記入してください。		
	基礎額 (B)	(A) ≥ 50万円の場合 500,000 円	(A) < 50万円の場合 円
多子世帯 加算額 (C)	子を2人養育する世帯=5万円 円	子を3人以上養育する世帯=15万円 150,000 円	
補助金交付申請額 (B)+(C)	650,000 円		

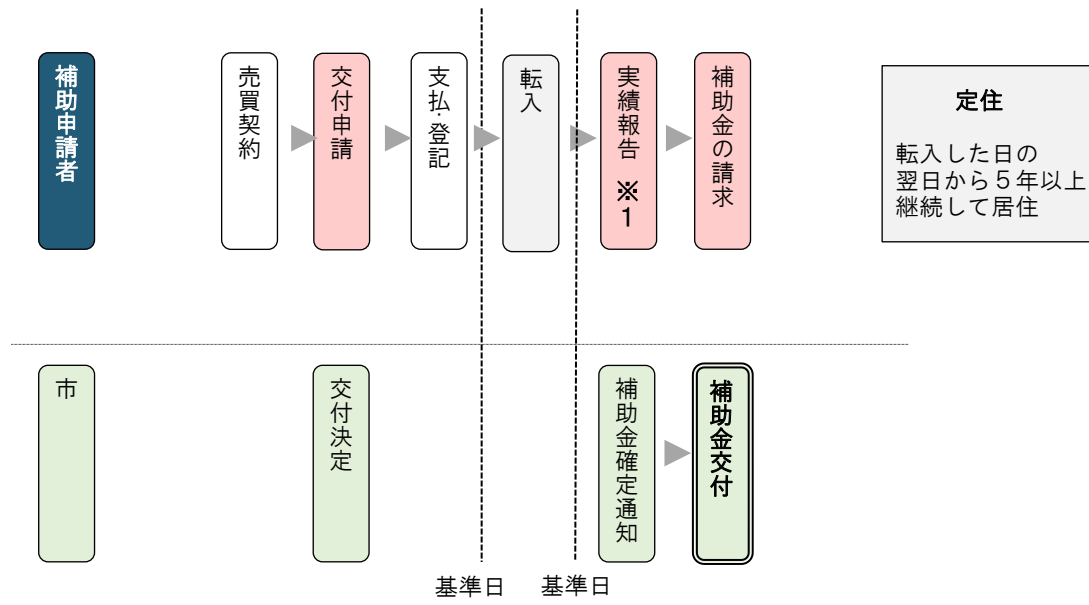
2. 申請手順

(1)主な申請の手続きの流れ

〈工事契約例〉



〈売買契約例〉



(2)交付申請に必要な書類

- ①様式第1号(規則第5条関係)補助金交付申請書
 ②要綱様式第1号(第5条関係)事業内容書
 ③要綱様式第2号(第5条関係)誓約書
 ④添付書類

	添付書類名	取得先	摘要
<input type="checkbox"/>	工事請負契約書(工事の内訳が記載されたの)又は 売買契約書の写し	申請者所有	コピー
<input type="checkbox"/>	建築基準法に基づく建築物の確認済証の写し	申請者所有	コピー
<input type="checkbox"/>	住宅の位置図及び平面図	申請者所有	コピー
<input type="checkbox"/>	世帯主の氏名及び続柄が記載された世帯構成員全員の 住民票の写し ※三世帯世帯の場合、親子世帯、祖父母世帯の両世帯分	住所地の市区町村発行 [塩竈市:市民課(有料)]	原本
<input type="checkbox"/>	世帯構成員全員が記載されている戸籍謄本 ※三世帯世帯の場合、親子世帯、祖父母世帯の両世帯分 ※補助対象者が転入済の場合、戸籍謄本及び戸籍の附票	本籍地の市区町村発行 [塩竈市:市民課(有料)]	原本
<input type="checkbox"/>	世帯構成員全員に市区町村民税の滞納がないことを 証する書類 ※納税義務のあるものに限る	住所地 {1月1日(賦課期日) 時点} の市区町村発行 [塩竈市:税務課(有料)]	原本
<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と認める書類	塩竈市が指定した場合	

(3)実績報告に必要な書類

- ①様式第7号(規則第13条関係)補助事業実績報告書
 ②添付書類

	添付書類名	取得先	摘要
<input type="checkbox"/>	補助対象経費を支払ったことを証する書類の写し	申請者所有(領収書等)	コピー
<input type="checkbox"/>	3か月以内に発行された住宅及び土地に係る登記事 項証明書 ※全部事項証明書に限る	仙台法務局塩竈支局(有料)	原本
<input type="checkbox"/>	世帯主の氏名及び続柄が記載された世帯構成員全員の 住民票の写し ※転入届後に発行されるもの	塩竈市:市民課(有料)	原本
<input type="checkbox"/>	住宅の写真 ※2以上の方向から外観を撮影したもの	申請者所有	カラコピー ・印刷等
<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と認める書類	塩竈市が指定した場合	

(4)補助金の請求に必要な書類

①任意様式(規則第17条関係)請求書

※補助金振込先口座通帳を持参

3. 予定件数

50件

4. 受付期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日

5. 様式・記入例

【別冊】塩竈市子育て・三世代同居近居住宅取得支援事業 様式・記入例

6. 【フラット35】地域連携型について

住宅ローンについて、【フラット35】地域連携型を利用すると金利の優遇を受けられます。

(1)はじめに

住宅ローン【フラット35】は(独)住宅金融支援機構が取り扱っているものです。塩竈市と住宅金融支援機構の相互連携に関する協定に基づき、【フラット35】の金利優遇措置を受けることができます。

この金利優遇措置を受けるには塩竈市が交付する『【フラット35】地域連携型利用対象証明書』が必要です。 ※借入に当たっては、別途、取扱金融機関または住宅金融支援機構の条件があります。

(2)制度の詳細

制度の詳細や金利の引き下げ幅など、【フラット35】に関する内容については、住宅金融支援機構又は取扱金融機関に直接お問い合わせください。

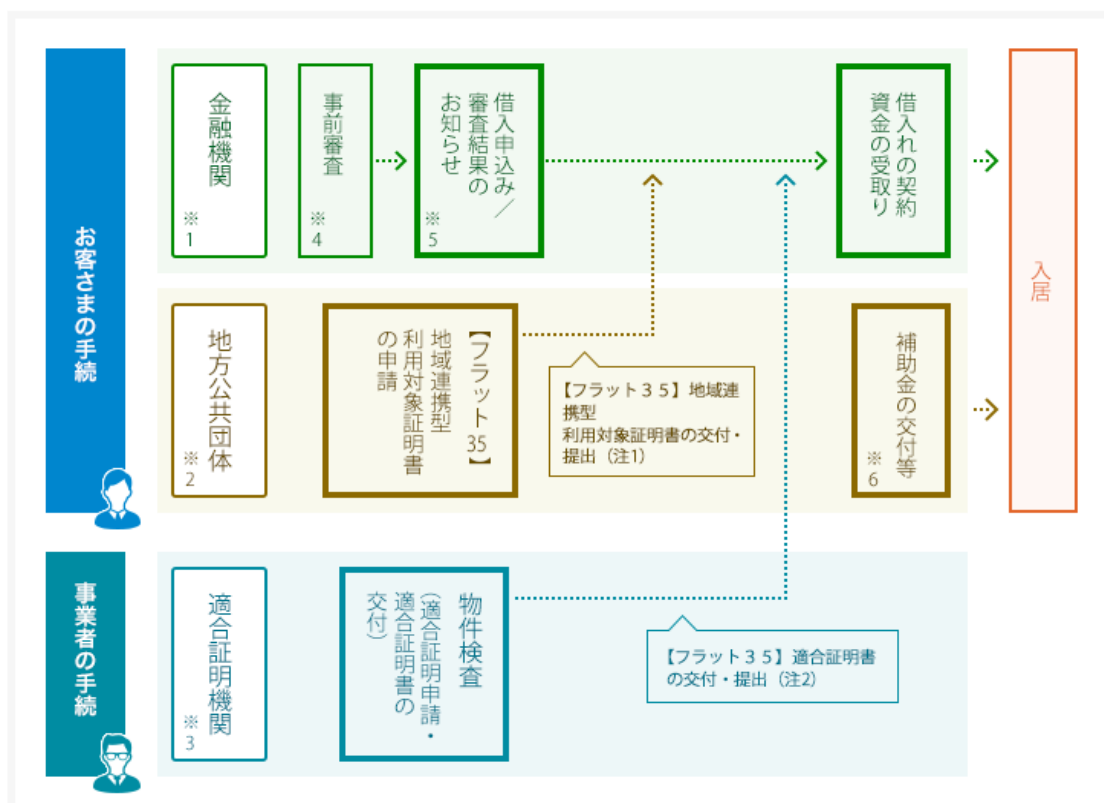
①お問い合わせ先：住宅金融支援機構お客さまコールセンター 0120-0860-35

②住宅金融支援機構ホームページ：<https://www.flat35.com/>

(3) 証明書交付の申請方法

ローンの借入れの契約前に塩竈市政策課に『【フラット35】地域連携型利用申請書』を提出してください。ローンの借入れの契約時に『【フラット35】地域連携型利用対象証明書』を金融機関に提出し手続きが完了します。

【フラット35】地域連携型の利用手続の流れ



(4) 証明書発行条件

塩竈市子育て・三世代同居近居住宅取得支援事業の要件を満たす必要があります。ただし、住宅の増築工事契約は原則、利用対象外です。

お問い合わせ

塩竈市総務部 政策課 政策企画係

郵便番号 985-8501 宮城県塩竈市旭町1番1号

電話：022-355-5631

FAX：022-367-3124